



税務研修

主催：(社)仙台南法人会
共催：仙台南税務署

貸し倒れの税務について

貸し倒れの損金計上や処理などを!!やさしく説明します。

商品等を販売して得た売掛金や受取手形が、取引先企業の倒産などの理由で返済不能となることで、回収ができなくなり、売掛金や受取手形の回収が困難と予測された時点で、貸し倒れの処理が発生します。損金の計上時期や条件、処理などを今回の研修では、事例等を取り入れながらその内容等について基礎から説明します。多くの経営者・経営幹部・経理担当者の方々に是非受講していただきたくご案内申し上げます。



1. 貸し倒れの損金計上時期
2. 貸し倒れの条件
3. 回収できない売掛金の処理
4. その他

実施要領

日時 平成24年3月16日(金)午後2時30分~4時

会場 太白区中央市民センター3F大会議室(たいはっくる)

仙台市太白区長町五丁目3番2号 TEL.022-304-2211

ご来館の際はなるべく公共の交通機関をご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

受講料 会員：無料 非会員：1,000円(テキスト代)

定員 100名(定員になり次第締切りとさせていただきます)

講師 仙台南税務署法人課税第一部門担当官

申込 (社)仙台南法人会事務局 ☎022-246-3614 FAX 246-4520

「貸し倒れの税務」セミナー受講申込書

平成24年 月 日

会社名		電話	
住所		F A X	
参加者名		参加者名	

※ ご記入頂いた情報は、法人会からの各種連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。また、セミナー時に撮影した写真を当会広報「せんだい美名実」・ホームページにおいて公開する場合があります。